

〔広崎文書補遺〕

○宇佐市大字中原
広崎ヒサヨ氏所蔵

乙 咩 政 巳

一、豊前国上毛郡柚木田地證文案

(一) 宇佐公嗣田地買券案(表一)

沽渡

一通本證文案 一通興行御下知正文 一通公里宿祢書替状

案 一通當田地相傳系図

右田地者、依為公嗣先祖重代本領、以去正和二年六月廿二日
預興行御下知、公詞(カ)・今里任中分状(カ)旨、當知行無相違之地
也、而公詞知行分陸段但□者、依有要用、代錢拾貫文仁相
副興行御下□実下證文等、限永年高家恒岡土佐法橋御房仁、
所奉沽渡之也、但於田地仁若有違乱之時分相□カ、向
後更不可有相違、仍為後日沽券之状、如件、

元応三年三月廿日 宇佐公嗣 有判

〔二〕 官人代清氏田地買券案(表二)

うりわたすふせんのかみツミけのこほりミかはらのゆの
きたくちのより六反か事

そえわたす一通ほんせうもん・一通こうきやう御けち・一通
きんざとのしゆくねのかきかへ・一通たうてんちさうてんの

けいっ

右のてんちハ、きようちさうてんたうちきやうのち也、しか

るにようくあるによて、しろのせに拾貫文に、ひこの山の

りんしやうの御ほうに、ゑいたいをかきてうりわたしたてま

つるところしち也、しやけ御くうしをまたくして、しゝそん

く、まで御ちきやうあるへく候、もしおもひのほかニさをい

あ□りて候ハんとき、ほんもつをかへしまいらせ候へく

候、さらく後日のさをいあるましく候、よて為後にうりけ

んの状、如件、

正平二年きのとのうし 四月卅日 官人代清氏、

(三) 彦山阿闍梨論聖田地讓状案(表三)

譲与

豊前国上毛郡柚木田々地疋町参段間事

右於田地者、自高家之九郎右衛門清氏手、論聖令買得、相傳知行無相違之地也、於然于今者、彦山護法谷之梅本祖月律師御房者、依為師弟、相副興行御下知已下次第相傳手繼證文等、所讓渡実也、無他妨可被知行者也、仍為後日讓狀如件、

正平五年九月十八日 彦山谷論聖阿闍梨 在判

四 宇佐公里・宇佐公嗣連署田地讓狀案（表四）

ゆつりわたすしよりやうの事

ふせんのかにかミけのこほりゆの木のてんちいちやう三た
んか事

右のてんちハ、こうきよう御けち給て、きんさと・きんつく
ちきやうさをいなきところなり、しかるにいまおきてハ、
をなししていと申なから、たかにこゝろさしあさからあい
た、こ世のいのりのために、ひこさんのそ月りつしの御房ニ
こうきやう御けちをあいそへて、なかくちきやうをまたく

正和五年三月三日 うさのきんつく

うさのきんさと はん

五 金剛仏子俊玄讓狀案（表五）

奉讓彦山住侶金剛仏子俊玄所領、豊前国上毛郡袖田彦町
參段事

右件田地者、俊玄相傳當知行無相違地也、於而于今者、年来
為檀那間、依有志相副次第手繼證文系図等、於跡田八郎殿仁、
限永代所奉讓与実也、但本年之御初者、如形可被進上候也、
後々将来無他煩可有知行者也、仍為後日證文讓狀如件、

正平五年十月十八日 金剛仏子俊玄 在判

六 宇佐公嗣・宇佐公里契約狀案（裏一）

こうきようさたの事

ことゝ兩人してさたをいたされ候しうへハ、いまもそのむ
ねをたかゑす、よりあいてさたをいたし候ふんハ、しゆかい
の時、いつれもところをもあいたかいニはんふんつゝちきや
うすへき也、もしこのむねをそむかハ、つみのさいくわニ申
おこなわるへく候、よて為後日けいやく狀如件、

正和元年十二月五日 宇佐公里判

宇佐公嗣判

(七) 宇佐公廣契約状案(裏二)

徳政沙汰事、邦輔・公邦并得久の沽却地等の事、いちミとうしんのさたをいたして、中分すへきよし申談候て、御下知等を給て候へとも、彼訴訟ことくく落居候て、事^カたち候やうの後、明年収納のこに、且ハとくふんの有毛おも存知し領否のさ右ニつきて中分の事をハさたすへき仰候へハ、其間を存候畢、其間ハ兩方よりあいさたにて候へく候、よて□状如件、

永仁五年

十月十三日 公廣在判

(宇佐)

津布佐殿

於正文者、依類券、不被副渡之、

御沙汰候はん時ハ、可出帯正文候也、

仍状如件、

元応參年三月廿九日

宇佐公嗣代奔寛判

(カ)

(八) 豊前国上毛郡柚木田地相伝系図(裏三)

系図上毛郡柚木相傳次第事

仮名稱用

津布佐小次郎 同次郎

擬大官司公邦

公幸 公嗣

外祖邦輔跡相傳訖

山下太郎 同孫三郎

公廣 公里

(九) 豊前国上毛郡柚木田地相伝系図目安(裏四)
系図目安

其後公嗣沽却相傳系図、高家土佐法橋買得之後、子息九郎左衛門相傳、其後彦山清氏師論聖買得候て相傳、亦同山彦祖母相傳、其後宇佐冬輔相傳之、大略如此候也、

此文書けいつともニ九通也、

(端裏書) 鎮西北条下知状案

「関東御下知證文案」

吉松文書」

安心院又五郎公宣与吉松又次郎公重相論、豊前国宇佐郡葛

原郷得弘名田地・島地・屋敷・河・荒野等子細事

右就訴陳状、擬有其沙汰之处、両方出和与状畢、如元徳二年

三月十一日公重状者、件地为国領処、称正稅物对捍有其沙

汰間、為本役勤仕料所

(以下紙背)

〔彼正文ニおゐてハ、惣領菊丸方に預置候、以後兄弟論候によて、文失候之間、社家新儀奉書を為公驗、吉松孫次郎公持代ニ給置也、正文何ニ落散事ありと云共、ぬすミ文書たるべく候、

延文五年四月 日

宇佐公興 (花押)

承及候公 (花押)

。繼日ニ宇佐公興花押一アリ、

一所三段波須和口依 一所三段奈木佐

(一脱) 所三段垣本 (一脱) 所五段木基

(二脱) 所二段糸口尻依早田 (一脱) 所三段中世良

(二脱) 所三段園田 (一脱) 所四段下大町

一所中嶋屋敷 一所東屋敷

(一脱) 所原屋敷四天島ト号 (一脱) 所三又屋敷

(二脱) 所長田屋敷 (一脱) 所鬼基屋敷

并井河原荒野、此ニ付テ畠地在、

東限マイテウ上三折谷下小原入道セキタチ、

四至南限ヤナセノムカヘ拜田サカイメンノ路カ、ル、

西限山本サカイ明白也、

北限部生基原ヲクタリサマトノ河半分、

与何松也、且六ヶ年一度行幸會之時、銅四兩任先規、可弁

濟之、此外於公重以下知行地者、自今以後一円不輸可令領

知之、此上者去与分公重子孫中仁、不可有違乱云、如同

日公宣状者、彼田地等為本役勤仕去渡公宣之上者、向後止

訴訟畢云者、此上不及異儀守状文、相互可致沙汰之状、

依仰下知如件

元徳四年四月廿九日 修理亮平朝臣

(北条英時)

三、宇佐公仲荒野等売券
〔端裏書〕(五) 〔きく丸きほと〕のへいかわらのうりけん

原口のさきやうとのへ

奉

豊前国宇佐こほりからしまくすわ [] のうち、とくひろ
名くわうや・せきはならひ [] わうのはくちらの事

し、ひんかしおかきるむくの、かうのさかい、みなみハ
はいたさかい、にしハやまもと、きたハつし

右のくわうや・せきはらハ、故にうとふ公浦・吉松 [] き
んしけの方よりはいとくさうてんの地也、したかい [] おや
にて候しきんひろさうそくニよて、きんなかたうちきやう

日状如件、

明徳二年十二月八日　うさの

さうゐなき地なり、しかるあいた [] うへほんし
ゆの御事候あいた、しちのよ [] 文ニなかくうりわ
たしたてまつるところ実なり、このうへハ、一所く兄弟
しふんをいたしま []、いさゝか一き申へからず候、も

しさやうの [] 候は、ていはうにまかせてさいくわ
ニ申おこなわるへく候、よて為後日状、如件、

明徳二年十二月八日　宇佐公仲（花押）

四、宇佐某荒野等売券

[] わたしたてまつる

ふせんの国うさのこほりからしま・くすわらこうとくひろ
名内、いかわらのくわうや・せきは [] はくちらの事

右のはくちらハ、 [] たい御ほんりやうのあひ []、せん [] は
いとくし []、たうちきやうさうゐな [] といへとも、しち
物にてうけいたさるゝうへハ、きやうこうわれら御きやう

たいしふんとし []、いきを申候ともから候ハハ、さいく
わニ [] われ候へく候、このうへハ、ほんもんその事、

[] りやう菊丸方候 [] いた、（カ）京都より下かう [] 時、ハなし
申候て、原口のさきやうとのへわたし [] へく候、よて為後

五、沙弥某等連署奉書

吉松小次郎 [] 郡高家郷内、良淨入道寄附地事、前社

務之時、 [] 無相違之 []、弥三郎 [] 妨云、事実者、

太不可然 [] 任當知行、可被致其沙汰、若又有子細者、企

參洛可明申 [] 可被相触弥三郎 []、仍執達如件、

應永十八年八月十一日　沙弥（花押）

沙弥（花押）

杉伯耆守殿

（六） 豊前国宇佐郡辛嶋郷内坪付

豊前国宇佐郡辛嶋郷内坪付

合

[] 明元年十二月五日

[] 一所式段十代

中 [] マ 島地分

一所二段 中 [] ソノ 一所一反

エノ木島 四郎五郎下屋敷
一所卅代 一所一反

原口方分

田池

イノサン 一所沓段
セラ 一所卅代

同島地屋敷分

ヒカシノ屋敷 カチ屋敷
一所沓段 一所沓段
六太郎屋敷 くもん九郎依下口
一所卅代 一所沓段

奥方分

大内院屋敷 ヲクノ屋敷
一所三段 一所沓段
中ノ屋敷 アマモリ
一所沓 一所廿代

ミツヲチノ屋敷 なかはたけ

一所沓段 一所一段
□島 カウシカキ
同所二段 一所沓段

廣音方分

チハラカキ島 むかい島 ハキ原
一所式段 一所一反廿 一所卅代
は、の島 くすのき島開外 ヲミ門
一所十五代 一所一段 一所卅代

大原方分

弥四郎その つかはたけ
一所一段 一所沓段廿
屋敷分 又四郎の屋敷
一所沓段廿 一所卅代

池内方分

屋敷 四郎五郎方屋敷
一所沓段 一所廿代
ニシノ原

一所沓段

同田地分

ちさうのまえ田 あなゆのまへ
一所沓段 一所卅代

田長分

宗源庵敷地 角ノ屋敷
一所卅代 一所一反
南の園 田長屋敷
一所沓段 一所一反

かうしかき ちわうかき

一所一反 一所二反
かつ下島 依委の木島
一所沓段 一所一反
妙連屋敷 なしの木はたけ
一所卅代 一所二反

同田地分

上せらあせ田共
一所一反卅

花代園方分

下ノ屋敷 大町
一所沓段廿 一所沓段廿田地
久保六郎方分

ニシノ原

同當所若宮御領坪付之事

ゆはの原 合 くすの木島寄進主公直
一所沓丁内半分観音 一所卅代
一所沓丁内半分若宮

はし
一所 宍段

明神ノ木本
一所 卅代

同所
一所 卅代
文明九年ケンナン島公直
一所 二段

同所 卅五代
若宮御敷地分
一所 大御門 卅代 公直
下ノ原

一所 卅代 御供田

一所 屋敷 東明房分

七 大内氏分国法度写

御分国中御法度条々

一 山口中御成敗事、夜討・強盜・山賊・海賊之重罪、其外博

奕等犯人・家財点定事、自今以後者為守護代役可申付也、

爰博奕科事、前々如御法度者、左右前後之隣家雖被点定候、

至向後者、其集會之家可被点之事、付守護使不入在所者、
為其領主、可有沙汰

一 侍所・政所并諸奉奉人、依仰立制札就公用令下知之時、令

違背之輩事者、雖為守護代被官、為侍所家財等、可有点定

事

一 喧嘩・口論・妻敵等者、決理非、縱雖誅伐、(候脱力)其身於家財者、

不可有点定事

一 為主人良徒・僕徒以下、令誅伐之処、号領主、件科人之家

財等、令点定事無道之至也、自今以後慥可為停止事

一 遇夜討・強盜・放火難輩私宅事、号守護役、号檢断役、寄

事於其難令点定之由、有其聞、為事実者、言語道断無道之

至也、如風聞者、剩夫婦及口論之時、構犯科押取家財之条、

忽及流浪云、芥法甚何事如之、云守護代、云檢断職、至向

後者、各拜廉直之儀、可致有道之沙汰事

右条々以衆評、所被定置如件、

天文十三年六月廿九日 遠江守

下野守

石見守

沙弥

彈正忠

伯耆守

安房守

多々良

中務少輔

八 徳弘名相伝系図

徳弘

岡崎氏高家居徳弘知行、依其中原来武知社家ハ公村

糸口五ヶ屋敷、四至荒野瀬相傳當知行分沽却、限永代廣崎木

三郎讓与所実正也、為後證字佐宿弥公實讓状・公興判御教書
 ・関東御下知状相添渡シ申候、委細御奉書・吉松書讓与置文

如件、

德弘新三郎 廣崎大蔵允 廣崎掃部允 廣崎兵庫助



天文十六年丁未 正月吉日

九 沙弥念守田畠等讓状 (首次)

- 一 〆〆它段 虫田
- 一 所三反 原口
- 一 所井手口
- 一 所它段 畠地
- 一 所它反 畠地

源左衛門作

一所三段 于今不知行

以上、

右件田畠居屋敷等之事、兵庫助へ讓与所実也、如此我等申定候上者、後日違乱申仁有間敷候、仍為後日讓状、如件、

天正貳年 戌正月十一日 沙弥念守 (花押)

廣崎兵庫助殿

。県史料 8 卷 廣崎文書 8 号 文書参照、十四号とは連結せず、

一〇 廣崎宗善申状

德弘名下役 [] 次不納之分

一 田地陸町余見 [] 前之分

同 畠地 濟物百五拾文定

同 本屋敷四ヶ所、公役一ヶ所ニ廿日夫在之、其外難 []

一 給主雖相見候、[] 前々不易事

一 厨津札郷半分、御代初ヨリ親候对馬守以来、下役 [] 之

事

右之下役、何茂無相違被仰付候之様、御披露之儀頼申候、

恐惶謹言、

天正年 巳 九 辛

六月十三日

廣崎兵庫入道

宗善 (札押)

中山左近佐殿

進覽之、

一一 廣崎雅樂助・溝淵平右衛門連署起請文

端裏書
一廣崎宗善

同式部丞殿

同彈正忠殿

同美作守殿

去年當社貴布祢大明神御神事之刻、御神館中被仰合候切米之

時、我等少無沙汰申候之処ニ、宗善被成御閉目候、尤之儀候、

如此事拙者若輩之故ニ候、向後村中並之我等一代之儀、馳走

可申候、若無沙汰於仕者 貴布祢大明神可蒙御討者也、

仍後日之狀如件、

天正拾四年丙戌 溝淵

正月廿四日 平右衛門 (略押)

廣崎

雅樂助 (略押)

廣崎宗善

其外御神官中

六月十三日

廣崎兵庫入道

宗善 (札押)

中山左近佐殿

進覽之、

一 廣崎三郎誓約狀

端裏書
一廣崎宗善

其外神官中 參

廣崎三郎

當社御經不勤之由候て、從神官中御閉目之段、尤ニ存候、某

輩若之故ニ候之條、可有御免候、從後年者、無不勤、執行可申

候条、自神官茂破失之儀者、可預御合力候、若此上於不勤者、

彼經免之事被召放、本祭礼可被付候、其時一口之儀申間敷候、

仍而為後日一筆如件、

天正拾貳年六月廿五日 廣崎 三郎 (略押)

廣崎宗善

參

廣崎大藏丞殿

一三 豊前国宇佐郡辛嶋郷内徳弘名某坪付指出

豊前之国宇佐郡辛嶋郷ノ内徳弘名指出之事

馬伏 合

同所 所卷段

一所四十代

同所卷段

同所卷段

同所卷反

下せ良 一所卷反

同所卷反

同所卷反

馬渡 同所卷反

カキ内 一所卷反卅弋

一所卷段

同所式反

こや川 同所式反

糸口 一所卷反廿五弋

同所(所脱) 一所卷反廿五弋

一式段

同所卷反

同所卷段

廣崎記介

同織部丞跡

形部丞 同彈正忠

同新兵衛尉

同川内守跡

大原越後守

世良兵部丞

同忠二郎

廣崎二郎左衛門

同記介

亮徳善分 渡辺加賀守

同太郎五郎

同新左衛門

同三郎右衛門

同人

渡辺石見守

迫田藤さへもん

四日市

与三太郎

(所脱) 同卷段

(所脱) 同卷段

富田 一所卷反

にれの木 一所卅弋

同所卷段十代

(所脱) 同卅弋

(所脱) 同卅弋

(所脱) 同卅弋

(所脱) 同卅弋

(所脱) 同卅弋

(所脱) 同卅弋

八田 一所卷反弋

同所卷反廿五弋

同所廿五弋

一所卷段

一所卅弋

同所六反

同所卷段

(所脱) 同卷反

同 与三郎

同 孫三郎

富田 一所卷反 當作糸永右京進積善寺分

木下源二郎

吳右衛門尉

右衛門二郎

庄屋又二郎

野間源二郎

同六郎衛門

弓場孫六

庄屋右京

木下左藤左衛門

相垣仁五郎

常德村 二郎太郎

木下仁左衛門

廣崎二郎左衛門

同式部丞

仁三郎

廣崎彈正忠

同所壹反 當作糸永右京進積善寺分

同所壹反 廣崎二郎左衛門

中せら 廣崎中務丞

一所壹反 同兵庫入道

同所叁反 吳右衛門尉

一所壹段 廣崎中務

同壹反 同二郎左衛門

大町 同木介

一所壹段 同本亮

(所脱) 大塚村宗源庵

同壹反 弥七右衛門

同州弋 大原越後守

(所脱) 同式部丞

(所脱) 廣崎掃部丞

(所脱) 長岡左馬亮

同壹反 廣崎本亮

下大町 矢部村

一所叁段 川淵

一所貳段 同田地除之分 當村貴布祢神田

カラス田 一々壹反 鷹栖免

一々壹反 當村葉師免

下せ良 一々三反 積善寺寄進

本公田 一々三反卅弋 矢部之村用數庵寄進

同定錢

ヤナイカセウ 一々壹反 濟物六丈 渡辺新右衛門

糸口 一々卅弋 四丈 渡辺壹岐守

ヤナキカサウ 一々貳段 八丈 同三郎右衛門

一々貳段 百廿 渡辺新左衛門

せ良 一々貳段 百二十 渡辺中務

下せ良 一々壹反 六十丈 同二郎左衛門

一四 某田畠居屋敷等讓狀

讓与田畠居屋敷等之事

有豊前之国宇佐郡辛嶋郷之内、田畠坪付之事

合

平ノ左近寄屋敷 一所五段、此内友繩三段祖父吉次讓之本屋敷、

四至、東限大道、北限坂口、南限石懸地、西限平田溝

一所三段之内、式反下ニ付テ濟物在之、

弥七屋敷

一所三段 至本門一月十日夫在之、是ハ難座分

一所卷反 當作人左馬亮

一所卅弌 荒野之内新左衛門尉

一所二ヶ所荒野、本人忠太郎・与三

下作分

道光畠

一所式段

かきの木畠

一所卷反

まゑ畠

一所卷段廿代

せら松ノ本

一所卷段

上せ良めうえん寺田口ノヨリ

一所卷段

あせた

一所卅代

みつおち

一所式段之内、卷反口のヨリ本人源左衛門尉

一所卷反 卷反對念寺伊ヒノ口、母方ヨリ讓得候、是ハのうち、為菩提ニ本門ニ付置候、

一所卷反、西ニ付

ミカサ畠

一所卷反、南付テ、外圍打替

虫田

一所卷反

原口

一所三反

一所井手口

ノソ井

一所卷反

テクチ畠地

一所卷反

アリマ屋敷

一所式反

。県史料8卷廣崎文書八号文書参照

一五 某田畠坪付(首尾欠)

一所卷段

上せ良めうえん寺田口ヨリ

一所卷段

いと口

一所式段

いと口

一所卷段廿代

あせた

一所卅代

みつおち

一所式段之内、卷反口ノヨリ

とふその

一所四段卅代、散仕給

なかはすハ

一所式段 子細同前

のうち

一所卷段 西付テ

ミカサ畠

一所卷段 南付テ、外圍打替

一六

長岡越中守忠興(端裏書) 細川 檢地法度写

一長岡越中様御檢地御法度事

檢地 事

- 田畠壹反三百歩たるへき事
- 打杖は弓たるへき所ニヨリテ繩にてても可打、切々尺杖ニくらへしるし所可置、
- 田畠付椽五段之事、并山畑付分事
- かり畠ハ、別ニ帳を可付事
- あせ・ミそ有椽ニ可引事
- 田地多、百性(マ)すくなし在所、又すくなき百性多在所、隣郷ニ田地ヲ百性多方へ可付事
- 居屋敷可打事
- 算用ハ歸りて一夜くニ内にて可付事
- 田畠之荒地・當荒・永荒念入可付分事
- 日そん・水そん所可付分事
- いて・つ、ミ・川よけ左所、毎年入目数可付立事
- 大とう田地者理り可書事
- 自身罷出念入させ可申、自然煩候者、以起請奉行ニ可申理る事
- 中食者主よりたへさせ可申事
- 帳書可為頭、付安文別紙ニ有
- 奉行候者共在所落付、百姓一行可取、安文(マ)アリ
- 山手書立之事、別紙ニ可有、
- 奉行并檢地之者共、荷物を從在々町送ニ可仕、中食送人足ハ、檢地其在所ヨリ可出事
- 郡之田地入組さる様ニ可打事
- 檢地者多少在之共、在所切可打立事、帳を可結事
- 帳作之宿百性、出入禁制たるへき事
- 田畠打候処ニ地主ヨリ外ニ一切寄間敷事
- 草・ぬか・わら・雜事之儀者、百生前(マ)ヨリ可申付、此外菓子・肴至まで少物も取間敷候、若相違候者可為越度候、
- 慶長六年七月
- 。 泉史料 8 卷 廣崎文書 一 二 号 文書 ト シ テ 収 ム、
- 一七 中原村庄屋等願書
- 乍恐申上候、中原山之儀往古より今中原山紛無御座候故、當御檢地之刻茂さかいはうし相定り申候、其後寿庵様・得太郎兵衛殿御奉行ニ而在く之繪図被仰付候刻も、別符・中原出合繪図仕上候、別符の上候繪図にも、此山者無御座候事
- 先代方も此山ニ而、他口より自然ぬす草かり候へハ、鎌

ヲ取からせ不申候、其上御檢地之以後、此かた違乱不申候之処ニ、事新敷去々年四月、別符大善方非分被申懸、迷惑仕候之事

一 甲斐守殿御代にも、此山ニ付かやうなる非分申懸候之処

ニ、往古、之證拠御座候而上申候之故、彼大善給人被聞分、くわたいとして、其麓へ小者、人足、人兩人被

仰付候、かやうなる證拠御座候、往古、四方きり之書物

御座候間、可懸御目候、別符村之儀ハ、中原山之続ニ山

御座候故、事かき不申候、中原村之儀ハ、此野山までニ

而牛馬之草をも切申ニ于今不相究候迷惑仕候、此山之

儀者隣郷之衆も可被存候間、可被成御尋候、此等之趣可

然之様ニ被仰上、急度御究可忝候、恐惶謹言、

慶長拾壹四月四日

中原村庄や

源左衛門(花押)

二郎兵衛(略押)

助二郎(花押)

山本市丞殿

御披露

一八 元和元年御社恩配當帳・寛文元年御社恩配當帳
後水尾院御宇
宇佐宮元和八年御社恩配當帳
同寛文元 辛丑 八月御社恩配當帳

後西院御宇

一 高千式十石

宇佐宮御神領

内

五百石者

御蔵入分并御神事法会料田共ニ、内六石五斗

御神事料、式十石六斗式升、十八石三斗

灯明料、六石若宮殿燈明料、壹石五斗彌勒寺

灯明料、五斗金堂灯明料、壹石(加)藍佛供料、

壹石五斗下宮灯明料、五斗大式堂灯明料、五

斗祝堂灯明料、八斗上宮莊嚴料

四百四十式石四斗八升社家御蔵入之高也、

五百式十石者

宇佐御許山御社恩配當分

内

三拾四石六斗九升

大官司 宮成

三拾四石六斗四升

同 到津

九石八斗四升

惣檢校 益永

式十三石六斗

祝(加)太夫

九石八升

御装束所

小山田

五石式斗九升

淨藏坊

六石四升

御供所檢校

永弘

五石式斗九升

万藏坊

式十壹石壹斗八升

江嶋

四石五斗貳升

西院

五石五斗貳升

吉用

四石五斗四升

千藏坊

三石四斗八升

小田

三石

石垣勒

三石貳斗貳升

令官

五石式斗八升

祈皇寺

四石四斗貳升

寺務

矢部神主

五石式斗九升

宝光寺

七石

時枝

五石式斗九升

中明院

壹石六斗壹升

惠良

五石式斗九升

喜多院

壹石

百楽

三石式斗貳升

增光坊

貳石五斗

宮成八良

三石式斗壹升

永泉寺

三石貳斗五升

田渡

三石式斗貳升

宝藏坊

拾八石六斗三升

政所

心乗坊

貳石七斗貳升

陰陽師

五十三石五斗
ノ上り地

永松院(勝)

貳石四斗四升

下桐井

六石五斗

安門坊

五石六斗貳升

小坂坊

六石五斗五升

万徳坊

壹石八斗

惣堂達

六石五升

喜多坊

壹石八斗

東別當

五石貳斗九升

淨光坊

四石六斗九升

會所坊

御許山

座主

五斗五升

中山清吉

六石三斗五升

石垣坊

五斗

瀧木少二郎

五石式斗九升

東之坊

五斗四升

秋吉金十郎

五石式斗九升

西之坊

壹斗

高宇田治郎左工門

五石式斗九升

谷之坊

壹斗

光門治工門

五石式斗九升

楢洞院

壹斗五升

芝原彌兵衛

七石八斗八升

圓通寺

壹斗五升

蜷木長吉

三石式斗五升

大樂寺

壹斗五升

法鏡寺八助

八斗八升九合

光隆寺

式石七斗三升

一ノ御杖人

三斗

大善寺

式石七斗式升

二ノ御杖人

壹斗五升

永(勝)松寺

式石七斗三升

三ノ御杖人

五斗

戒光院

四石三斗八升

大雜事

三斗五升

樋田神主

壹石九斗八升

杓所

壹斗

御馬所

式石七斗三升

宮掌

壹斗五升

東久兵衛

壹石六斗壹升

水守

壹斗五升

立石久左工門

壹石壹斗式升

廳宮掌

壹石壹升

高月又五郎

壹石壹斗式升

廳大雜仕

壹斗

藍原新左工門

壹石五斗

秋吉左近

壹斗

湯屋藤左工門

壹石式升

一ノ諸進

門松
廳本司卜モ言

壺石六斗壺升

二ノ諸進

式石七斗三升

同淨珍

壺石壺斗式升

三ノ諸進

式石七斗三升

同道清

壺石五升

廳諸進高森

式石七斗三升

同乘善

三石七斗三升

鷹居十左工門

壺石七斗式升

堂仕徳方

式石

秋吉

壺石七斗七升

用桂

壺石五斗

築所檢校嘉兵衛

壺石七斗六升

淨万

三斗

成久三郎

壺石四斗

祢宜大夫

式斗

成久理兵衛

式石七斗六升

惣大工

式斗

成久治助

式石七斗壺升

寺大工

式斗

一ノ召次

式石五斗五升

引頭

式斗

二ノ召次

壺石七斗式升

大工惣二郎

壺石六斗壺升

三ノ召次

壺石八斗四升

同喜工門

式斗

陳導

壺石壺斗

同甚三郎

式斗

權陳導

壺石式升

同太郎左工門

式斗

執當

壺石壺斗

同善七

式斗

先生

壺石

同源左工門

式斗

小雜仕

壺石五斗八升

同興吉郎

式石七斗式升

土器小長

壺石五斗九升

同久太郎

花摘淨林

壺斗

同喜十郎

一、高五石二斗九升	淨光坊	一、高四石六斗九升	會所坊
一、高五石二斗九升	石垣坊	一、高七石八斗八升	圓通寺
一、高拾石	永勝院	一、高三石式斗五升	大樂寺
一、高四石五斗式升	西院	一、高八斗九升	光隆寺
一、高五石式斗八升	祈皇寺	一、高壹斗五升	永松寺
一、高七石	時枝	一、高五斗	戒光院
一、高五石六斗式升	小坂坊	一、高三斗	大善寺
一、高式石七斗壹升	陰陽師	一、高式石三斗五升	御許山 座主坊
一、高式石四斗五升	下桐井坊	一、高式石三斗六升	成就坊
一、高壹石八斗七升	盛坊	一、高式石式斗九升	石垣坊
一、高壹石八斗	惣堂達	一、高式石式斗九升	谷之坊
一、高壹石八斗	南別當	一、高式石式斗九升	東之坊
一、高壹石八斗	西別當	一、高式石式斗九升	西之坊
一、高五石式斗九升	宝光坊	一、高五石式斗九升	楳洞院
一、高五石式斗九升	中明院	合百七拾七石	但百七拾式石四斗六升附札有
一、高五石式斗九升	喜多院	神人	
一、高三石式斗式升	増光坊	一、高式石七斗三升	一ノ御杖人
一、高三石式斗式升	宝蔵坊	一、高式石七斗三升	二ノ御杖人
一、高三石式斗壹升	永泉院	一、高式石七斗三升	三ノ御杖人

一、高三斗五升 權御杖人

一、高四石三斗八升 大雜仕

一、高式石五斗 厨家

一、高卷石九斗三升 杓所

一、高式石七斗三升 宮掌

一、高卷石卷斗式升 大雜仕

一、高卷石卷斗式升 宮掌

一、高卷石六斗卷升 水守

一、高式斗 小雜仕

一、高卷石卷斗式升 一ノ諸進

一、高卷石六斗卷升 二ノ諸進

一、高卷石五升 諸進

一、高式斗 權杓所

一、高卷石六斗卷升 陳道

一、高式斗 權陳道

一、高三斗五升 新規 御輿所神人

一、高式石七斗三升 花摘 乘善

一、高式石七斗三升 同 淨珍

一、高式石七斗三升 同 道慶

一、高式石七斗三升 同 上林

一、高卷石七斗六升 堂仕 祐桂

一、高卷石七斗七升 同 徳万

一、高卷石七斗六升 同 上万

一、高式石 樂所檢校

一、高卷石五斗 菓丸

一、高三斗 成久

一、高式斗 權成久

一、高式斗 一ノ召次

一、高式斗 二ノ召次

一、高式斗 三ノ召次

一、高卷石卷斗 若宮 御馬所

一、高卷石五升 若宮 御馬所

一、高式斗 執當

一、高式斗 一ノ生先

一、高式斗 新規 二ノ先生

一、高式斗 同 三ノ先生

一、高卷石四斗 鷹居 称宜太夫

箇録

一、高尨斗五升	同	西木
一、高尨斗五升	同	立石
一、高尨石尨斗	同	高月
一、高五斗五升	同	中山
一、高五斗四升	同	秋吉
一、高五斗	同	満木
一、高尨斗	同	藍原
一、高尨斗	同	湯屋
一、高尨斗	同	高宇田
一、高尨斗	同	光門
一、高尨斗五升		芝原
一、高尨斗五升		蜷木
一、高尨斗五升		法鏡寺
一、高尨斗五升		田笛
一、高尨斗五升		瀬之社
一、高尨斗五升		乙畔
一、高尨斗五升		妻垣
一、高尨斗五升		大根川
一、高五斗		健児所

一、高式石七斗六升 惣大工

一、高式石七斗尨升 寺大工

一、高式石五斗五升 引頭

一、高式石七斗式升 寺引頭

一、高式斗 杣大工

一、高三斗 市目代

一、高式拾石 諸職人

庄屋肝煎

合九拾四石 但九拾式石八斗五升三合附札有

都合高五千石 但九百九拾石九斗三合附札有

人王百十二代
後西院御宇

寛文元年辛丑八月日

到津主膳正公品

宮成主馬公恒

大融院御代

寺社御奉行井上河内守様・板倉
阿波守様、奥書不成御印有之、